

○訓子府町まちづくり町民参加条例※説明付き（平成31年3月18日条例第3号）

- ・ この条例の名称は、町民が「まちづくり」に積極的に関わるイメージを表現するため「まちづくり」という文言を使用しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民主体のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの町民参加を推進することを目的とします。

- ・ この条例の目的について、ここで規定しています。

（用語の意味）

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

- （1） 「町民」とは、町内に住所を有する人、町内で働く人又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
- （2） 「町長等」とは、町長、教育委員会その他の執行機関をいいます。
- （3） 「町の仕事」とは、町民の福祉の増進を図るために町長等が行う仕事をいいます。
- （4） 「町民参加手続」とは、町の仕事に町民の意見を反映させるため、企画立案から決定に至るまでの過程において、町民が参加できる機会を設けることをいいます。
- （5） 「町民活動」とは、地域において町民が主体的に行う公益性のある活動をいいます。

- ・ この条例で使用する用語のうち、説明が必要なものについてその意味について規定しています。

（町民の権利）

第3条 町民は、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

- ・ 町民の権利について、ここで規定しています。

（町民の役割）

第4条 町民は、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。

2 町民は、町政に関する認識を深め、関心を持つよう努めます。

- ・ 町民の役割について、ここで規定しています。

（町長等の責務）

第5条 町長等は、まちづくりにおける町民参加の機会を充実させることにより町民の意見を把握し、これを町政の運営に反映するよう努めます。

2 町長等は、町政に関する情報を積極的に提供するとともに、分かりやすく説明します。

- ・ 町長等の責務について、ここで規定しています。

## 第2章 町民参加手続

### (町民参加手続の実施)

第6条 町長等は、次に掲げる町の仕事をしようとするときは、規則で定める方法により町民参加手続を行います。

- (1) 町の基本構想及び基本計画、並びに町政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止
- (2) 町政に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除きます。）の制定又は改廃
- (3) 町民の公共の用に供される施設の設置に係る計画の策定又は変更。ただし、別に規則で定める場合を除きます。
- (4) その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があることなどの事情により町民参加手続を行う必要があると認められる町の仕事

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、町民参加手続を行うことを要しません。この場合、町長等は、町民参加手続を行うことができなかった町の仕事について次の事項を公表します。

- (1) 町民参加手続を行うことができなかった町の仕事の内容及びその理由
- (2) その内容に町長等が下した決定の内容及びその理由

- ・ 第1項では、町民参加手続の対象となる町の仕事を規定しています。
- ・ 第1項第1号で規定する計画は、本町の基本的な方向性を示す重要なもので、具体例としては、総合計画の基本構想及び基本計画、地域防災計画、介護保険計画、教育大綱、社会教育中期計画などがあげられます。
- ・ 第1項第2号における「町政に関する基本方針を定める条例」とは、町政全般又は個別行政分野における基本的な考え方や理念を示した条例が該当します。具体例としては、自治基本条例、環境基本条例などがあげられます。また、「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民にごみの分別を義務付けたり、事業活動に禁止行為や制限を設けるなど規制を課すような、町民の権利義務に関わる条例が該当します。しかし、地方自治法第74条第1項において、住民に直接請求が認められている条例の制定又は改廃の請求では「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」が請求権から除外されていることを考慮し、それらについては町民参加手続から除くこととしています。
- ・ 第1項第3号における「町民の公共の用に供される施設」には、広く一般町民が使用する会館、ホール、公園等の公共用の施設が該当します。
- ・ 第2項では、緊急その他やむを得ない理由があり、町民参加手続を行うことを要しない場合のことについて規定しています。

(町民参加手続により提出された意見等の取扱い)

第7条 町長等は、町民参加手続によって提出された意見等については、町の仕事に反映できないかを総合的に検討します。

2 町長等は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表します。ただし、訓子府町情報公開条例（平成15年条例第34号）の定めによる不開示情報が含まれるときは、この限りではありません。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討経過
- (3) 提出された意見の検討結果
- (4) 検討結果の理由

- ・ 提出された意見等をどのように取り扱うかについて規定しています。
- ・ 意見等の検討結果などを公表することを規定しています。

(法令又は他の条例との関係)

第8条 第6条の規定により町民参加手続を行う場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反する事項については、同条の規定を適用しません。

- ・ 町の仕事の中には、第6条の規定と他の法令等の規定が相反する場合も予想されます。その際は、既存の条例の規定を優先することを規定しています。

### 第3章 町民からの提案、要望等

(町民参加手続を経ない町民からの提案、要望等)

第9条 町民は、町民参加手続を経ずに町長等に提案、要望等を提出することができます。

2 前項の規定により提案、要望等を提出する町民は、原則として住所、氏名を明らかにしなければなりません。

3 町長等は、前2項の規定により提出された、町民からの提案、要望等について、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合うものについては、第7条の規定に準じて検討し、その結果を公表するように努めます。

- ・ 町民参加手続は、町長等が第6条で規定する町の仕事を進めるときにしか行われませんが、それ以外の町民からの提案、要望等についても町の仕事に反映させる必要があるため、それらの取扱いについて規定しています。また、それらを提出する町民も一定の責任を持ってもらうため、住所、氏名を明らかにするよう規定しています。

### 第4章 町民活動

(町民活動への参加)

第10条 町民は、地域の活性化や課題解決につながる町民活動に積極的に参加するよう努めます。

(町民活動への支援)

第11条 町長等は、町民活動を推進するため、活発に行われる環境づくりや情報の提供、活動への協力など必要な支援を行います。

- ・ 地域において町民が主体的に行う地域行事やボランティア活動、支え合い活動など公益性のある活動に積極的に参加すること、及び町長等がその推進のために必要な支援を行うことを規定しています。

## 第5章 住民投票

### (住民投票)

第12条 町長は、まちづくりに関する重要な事項について、町民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

#### 2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

- ・ 住民投票制度には、個別設置型と常設型がありますが、今回は常設型を見据えた内容としています。個別設置型は、町民の意思を確認しようとする案件ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するものであり、当該条例の成立のためにはその都度議会の議決が必要となるなど、町民の意思を安定的かつ迅速に問うことが難しくなります。  
一方、常設型は、個別案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、要件を満たせば自動的に住民投票を行うことができるものです。
- ・ 町民が住民投票の請求をするときの要件などについては、住民投票条例において規定します。常設型を選択している他自治体では、町民が住民投票の請求をするときの要件を次のように設定しています。

#### ○住民投票請求要件（常設型選択自治体）

請求権者数に対する署名数の割合	署名数の割合の事例	採用している自治体
3分の1以上	町長や議員の解職請求（リコール） 町議会の解散請求	神奈川県大和市、愛知県高浜市など
4分の1以上		北海道美幌町、大阪府岸和田市など
6分の1以上	市町村合併の協議会設置 の住民投票を求める請求	岩手県奥州市、大阪府豊中市など
10分の1以上		千葉県野田市、広島県広島市など

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。